

## 沖縄の離島における廃棄物処理施設の整備について

平成22年4月  
内閣府

沖縄の観光資源である恵まれた環境資源の活用と県民の生活環境の向上を図る上で、漂着ごみを含むごみの適正処理、資源ごみのリサイクル等は重要な課題であることから、内閣府においては、離島を含む沖縄県の市町村に対し、ダイオキシン対策に即したごみ焼却施設の整備や基準に適合した最終処分場の整備を進めているところ。

### ○ 離島における整備実績（平成22年4月現在）

焼却施設	12市町村16島
最終処分場	12市町村12島

### ○ 離島における整備予定

焼却施設（新設）	2町村2島
----------	-------

## 漂流・漂着ゴミ問題に対する外務省の取組

平成 22 年 4 月

外務省

### NOWPAP を通じた取組

1. 日本, 中国, 韓国, ロシアが参加する NOWPAP (北西太平洋地域海行動計画) の枠組みにおいて, 漂着ゴミの調査及び海岸清掃である国際海岸クリーンアップ (ICC) を, 海洋ゴミ管理ワークショップとともに開催しており, 我が国は財政面も含めイニシアティブを発揮してきている。



(2010 年 長崎県平戸市での ICC の様子)

2. この活動を通じ, ICC に係る経験や知見を NOWPAP 参加国政府や地域の市民社会と共有し, 各国における漂流・漂着ゴミ対策の強化を促進している。

#### 【参考 1: NOWPAP: Northwest Pacific Action Plan (北西太平洋地域海行動計画)】

国連環境計画 (UNEP) の地域海行動計画の 1 つとして, 日本, 中国, 韓国, ロシアが参加して 1994 年に設立。日本海及び黄海の海洋環境を保護するため, 海洋環境モニタリング, 油汚染対策, 漂流・漂着ゴミ対策等の活動を実施。

#### 【参考 2: 国際海岸クリーンアップ (ICC: International Coastal Cleanup)】

米国の環境 NGO の Ocean Conservancy が 1986 年から世界各地で展開している海洋ゴミの調査と海岸清掃の活動。我が国においては JEAN/クリーンアップ全国事務局が中心的な役割を果たす。2008 年には 104 か国, 約 40 万人が参加。

#### 【参考 3: NOWPAP 主催 ICC に対する我が国の財政支援】

外務省の財政支援により, JEAN 等とも協力の上, 2006 年に山形県 (酒田市), 2007 年に中国 (山東省日照市), 2008 年にロシア (ウラジオストク), 2010 年に長崎県 (平戸市) において, NOWPAP 主催の ICC を開催。

(了)

## きれいで豊かな海を共に守るための日韓実務協議

第1回：平成21年2月6日（金）（於：韓国釜山）

第2回：平成22年3月10日（水）（於：福岡県北九州市）

出席者：

（日本側）

外務省、環境省、関係地方自治体 ほか

（韓国側）

外交通商部、国土海洋部、農林水産食品部、関係地方自治体 ほか

概要：

平成11年度以降、韓国からと思われる廃ポリタンクが、冬場に日本海沿岸等に漂着し、回収・処理等が関係地方自治体の大きな負担となっているほか、内容物から塩酸が検出された事例もあり、大きな社会問題となった。

また、平成20年4月21日に開催された日韓首脳会談における「日韓共同プレス発表」において、両首脳が、「『きれいな大気、きれいで豊かな海』を共に守るために、黄砂等の大気汚染対策、海洋汚染対策における地域協力の枠組において、両国の連携を強化することで一致した。」とされるなど、本問題に対する両国首脳の関心も高い。

こうした状況を踏まえ、我が国から、「きれいで豊かな海」を共に守るための協力の方途につき具体的な議論を行うことを提案し、本実務協議の開催が決定した。

協議では、日本側から、関係地方自治体等が、各種調査結果、写真、分析等を示しつつ廃ポリタンク漂着問題の深刻な状況を説明し、その他、原因についての見解等を詳細に説明した。韓国側から、取り組み振りについて説明があった。

また、第1回協議では、ポリタンクを使用しているのり養殖の現場を訪問、使用・処理の状況を視察し、第2回協議においては、海岸でゴミの漂着状況を視察した。

（了）

## 教育内容の改善・充実

### ◆新学習指導要領における環境に関わる内容の一層の充実

社会科や理科、家庭科などの関連の深い教科を中心に、環境教育に関わる内容の一層の充実(平成20年3月に小・中学校、平成21年3月に高等学校学習指導要領を改訂)

## 環境教育に関する優れた実践の促進及び普及

### ◆環境教育実践・普及

22百万円(26百万円)

環境教育に関する優れた実践を促し、その成果の全国普及を図る。

- ・環境のための地球学習観測プログラム(GLOBE)への参加
- ・環境教育に関する実践発表大会(全国大会)
- ・環境教育普及用リーフレットの作成・配布
- ・環境教育・環境学習指導者養成基礎講座の開催



### ◆豊かな体験活動推進事業

学校・家庭・地域の連携協力推進事業13,093百万円の内数(新規) 児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むため、学校教育において行われる自然の中での集団宿泊活動を推進する取組を支援する。

## 環境を考慮した学校施設(エコスクール)等の整備推進

### ◆エコスクールの整備推進

公立学校施設整備費115,136百万円の内数(114,971百万円)

学校施設を教材として活用し、地域の環境・エネルギー教育の発信拠点とするともに、温室効果ガスの削減目標達成に貢献するため、農林水産省、経済産業省、環境省と協力して、エコスクールの整備に対し国庫補助を行い、その推進を図る。

### ◆屋外教育環境施設の整備

安全・安心な学校づくり交付金88,006百万円の内数(83,610百万円)

子ども達の最も身近にある学校の屋外空間を様々な体験活動の場として活用し、たくましく心豊かな子ども達を育成するため、校庭の芝生化や学校ビオトープなどの屋外教育環境の一体的な整備充実を図る。

## 環境に関する学習の充実

### ◆社会教育による地域の教育力強化プロジェクト 119百万円の内数(新規)

環境教育をはじめ、地域の課題解決に役立つ仕組みづくりのための実証的共同研究等を行い、社会教育に関する基礎的研究の基盤を整備するとともに地域が課題を解決する力の強化を図る。

## 教員の指導力の向上

### ◆環境教育・環境学習指導者養成基礎講座の開催(再掲)

環境省との連携協力により、教員等をはじめとする環境教育・環境学習の指導者に対する講習会を開催

### ◆環境教育指導者養成研修

(独)教員研修センター運営費交付金の内数

教職員を対象に、環境教育に関する各地域の研修等における指導者を養成する研修を実施(全国2ブロック)

### ◆環境教育指導資料の作成

学校における環境教育の意義と役割、学習指導要領における環境教育に関する内容の解説や指導の実践例等を掲載した環境教育推進のための教師用指導資料を作成

## 持続発展教育(ESD)の推進

### ◆持続発展教育(ESD)に関する日米教員交流プログラム

日米教育交流プログラム200百万円の内数(200百万円)

日米の教員各50名を相手国に招へい等の事業を実施し、日米間の教育・文化交流を強化

### ◆日本/ユネスコパートナーシップ事業 120百万円(120百万円)

持続発展教育をはじめとする持続可能な社会の構築のためのユネスコ活動を一層推進するため、国内の教育・研究機関や学校、NGO等の連携による調査研究・実践等事業を実施

## 環境に関する子どもの体験活動の推進

### ◆青少年体験活動総合プラン

138百万円(203百万円)

次代を担う青少年の育成を図るため、自然体験活動の指導者養成に取り組むとともに、青少年の課題に対応した体験活動を推進

### ◆省庁連携による子どもの体験活動の場の整備

文部科学省、国土交通省及び環境省が連携して、地域における子どもたちの体験活動の充実を図るため、子どもの水辺の選定・登録等を行う「子どもの水辺」再発見プロジェクトなど、体験活動の場の整備を行う。

### ◆国立青少年教育施設における指導者養成及び体験活動の機会と場の提供等 (独)国立青少年教育振興機構運営費交付金の内数

国立青少年教育施設(全国28施設)において、青少年の体験活動を支援する指導者の養成を行うとともに、体験活動の機会と場の提供や民間団体が実施する青少年の体験活動への助成等を行う。



## 森林整備事業・治山事業（公共）

【森林整備事業 118,197(161,735)百万円】

【治山事業 68,833(99,190)百万円】

### 対策のポイント

路網を整備しつつ、集約化施業の加速化により利用間伐を促進し、森林吸収源対策など国民の期待に応える森林整備を推進します。【森林整備事業】  
森林の保水、山崩れ防止機能を発揮させ安全・安心を確保するため、荒廃地を復旧し、森林を再生する治山対策を展開します。【治山事業】

### <背景/課題>

- ・森林吸収目標1,300万炭素トンの達成のため、効率的な間伐の推進が必要。
- ・「非常に激しい雨(1時間降水量50mm)」の増加に加え、「今後、強い降雨現象の頻度が増す可能性は非常に高い」(IPCC報告書)ことから、山地災害発生リスクの増加が懸念。

### 政策目標

京都議定書の森林吸収目標1,300万炭素トンの達成に向けた間伐の実施(6年間で330万ヘクタール)等 【森林整備事業】  
周辺の森林の山地災害の防止機能等が確保された集落の数を約5万2千集落(H20年度)から約5万6千集落(H25年度)に増加等 【治山事業】

### <主な内容>

1. 森林整備事業 118,197(161,735)百万円  
路網の整備を促進しつつ、平成24年度までに段階的に集約化施業に転換するとともに、基盤が整備された地域の間伐は、原則、間伐材を搬出利用するものに限定します。
  - (1) 多面的機能の持続的発揮に向けた間伐等の森林整備  
モザイク林への誘導により公益的機能を確保し、資源の循環利用等にも貢献  
森林整備・保全上問題となっている竹林対策の支援等を充実
  - (2) 効率的な間伐等に資する路網整備の推進  
高性能林業機械の導入に対応した路網を整備し利用間伐を推進
2. 治山事業 68,833(99,190)百万円  
流域全体を見据えた効果的な森林の再生を図る治山対策を推進します。  
溪畔林の整備、危険木除去等の総合的な流木災害防止対策を推進  
流域生態系の維持・向上に資する新工法等の開発、定着を促進  
最新技術の活用による効率的な崩壊危険地等の調査手法を開発

（お問い合わせ先：1の事業 林野庁整備課 (03-6744-2303(直))  
2の事業 林野庁治山課 (03-6744-2308(直))

# 流木防止総合対策 (保安林改良事業等の拡充)

## 1 趣旨

平成19年7月の台風5号による宮崎県延岡市の流木被害や平成20年2月の低気圧の通過による富山県西部の流木被害など、土石流の発生に伴う流木災害が特に問題になっている。

流木災害は、林地の崩壊により発生し、土石流等の流下に伴い、溪流に堆積する倒木や脆弱な溪畔林を巻き込みながら土石流等の規模の増大に比例して規模が大きくなる。その上、土石流が停止した後でも、流水とともに下部に流下し、橋梁を閉塞させ、洪水被害を更に発生させるという特徴を持っている。このことから、流木災害は通常の山地災害より被害の及ぶ範囲が広域であり、社会的影響も大きなものがある。

このため、流木災害が顕在化する流域等を対象に、流木対策の必要な箇所を特定した上で、流木防止総合対策計画を策定し、治山施設の設置等とあわせ、流木の発生原因となる溪流に堆積する危険木の除去や脆弱な溪畔林の改植等の対策を計画的かつ一体的に実施することにより、流木に起因した災害の未然防止を図る。

## 2 事業内容(下線部が拡充部分)

保安林改良事業等において、次の事業を実施する。

流木防止総合対策計画の策定及び必要な調査

治山施設の設置

荒廃森林の整備

、の施工にあわせて実施する溪流沿いに堆積又は倒伏している危険木等を除去、林内での安定化等(ただし、流木防止総合対策計画に基づく場合は、の実施と異なる年度で実施可)

## 3 実施主体

都道府県

## 4 補助率

1 / 2 等

## 5 科目

(項) 治山事業費

(目) 治山事業費補助

(目細) 山地治山事業費補助

(目細々) 復旧治山

(目細) 水源地域等保安林整備事業費補助

(目細々) 保安林整備

## 6 平成22年度概算決定額

18,107,339千円の内数

(林野庁治山課)

## 漁場漂流・漂着物対策促進事業（新規）

### 1 趣 旨

我が国においては、悪化した資源の回復を図るために、漁業者が休漁などの対策を講じるとともに、種苗放流や漁場環境の保全措置を総合的に講じる資源回復計画を推進してきている。

このような中で、漁業者の生活の糧となる漁場では、無数の漂流物が流入、滞留・堆積し、漁場環境を悪化させており、深刻な問題となっている。

このため、漁場に流入し滞留している漂流物を回収する漁業者活動に対する助成が既に措置されているが、他方、漂流物の回収を効率的かつ安全に実施するという観点でのフォローアップ体制は未だ整備されておらず、これらの事業効果を高めるためには、早急に体制の整備が必要となっている。

また、これまで、漂流・漂着物のうち、漁業系資材の漁網、発泡スチロール製のフロート及びプラスチック製品についての処理費用の削減方策やリサイクル技術の開発を行ってきたところであるが、同技術の普及には専門家によるコンサルティングが必要であるとともに、現場での実証的な試験により、更なるコスト削減を図る必要がある。

さらに、漁業者が所有、保管している使用済漁業系資材が漂流・漂着物の発生源の一つと考えられることから、適正な保管・処理を推進する必要がある。

なお、漂流・漂着物の問題は、第171回通常国会において海岸漂着物の円滑な処理と発生の抑制を目的とした「海岸漂着物処理推進法」が、議員立法により提出され、衆参とも全会一致で可決・成立し、平成21年7月15日に公布・施行されたところである。

### 2 事業内容

これまで、漂流・漂着物対策の一環として、漂流・漂着物の処理軽減方策とリサイクルの推進及び広域的な漁場で操業する漁業者が回収したゴミの処理への支援を講じてきたところである。それらの事業結果を踏まえ、リサイクル技術の現場での実証的な試験による更なるコスト削減やコンサルティングによる技術の普及、発生源対策の一つとして使用済漁業系資材の適正な保管・処理の推進、漂流物の効率的かつ安全な回収体制の整備といった必要性に対応するため、以下の事業を実施する。

#### (1) 漂流・漂着物発生源対策等普及事業（新規）

全国の代表的な漂着物被害発生地域において、リサイクル手法の技術開発の成果の普及、現場での実証試験やコンサルティングを行うとともに、全国の代表的な拠点地域において、漁業系資材による漂流・漂着物の発生源対策の一環として使用済漁業系資材の実態把握及び適正な管理・処理処分法について検討する。

#### (2) 漁場漂流・漂着物対策促進事業（新規）

作業の安全面から漁業者による撤去が望ましくない流木などの大型漂流物やドラム缶など内容物の不明な容器などの漂流物について漁場からの回収、処分を専門業者に依頼する場合や、漁場を悪化させる要因となる漂流物による被害の著しい区域において、漁業活動中に回収した漂流物を処分するための費用の一部を助成する。

### 3 委託先及び事業実施主体 民間団体

### 4 事業実施期間 平成22年度～平成24年度

### 5 平成22年度概算決定額（前年度予算額） 71,992千円（0千円）

### 6 補助率等 2.（1）委託費 2.（2）1/2以内

# 海岸部局における漂着ゴミ等に係る対策について

## 災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業

- 目的：洪水、台風等により海岸に漂着した流木及びゴミ等並びに外国から海岸に漂着したと思われる流木及びゴミ等が異常に堆積し、これを放置することにより、海岸保全施設の機能を阻害することとなる場合に、緊急的に流木等の処理を実施

### ○採択基準：

堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤等の海岸保全施設の区域及びこれら施設から1キロメートル以内の区域に漂着し、その漂着量が1,000m<sup>3</sup>以上

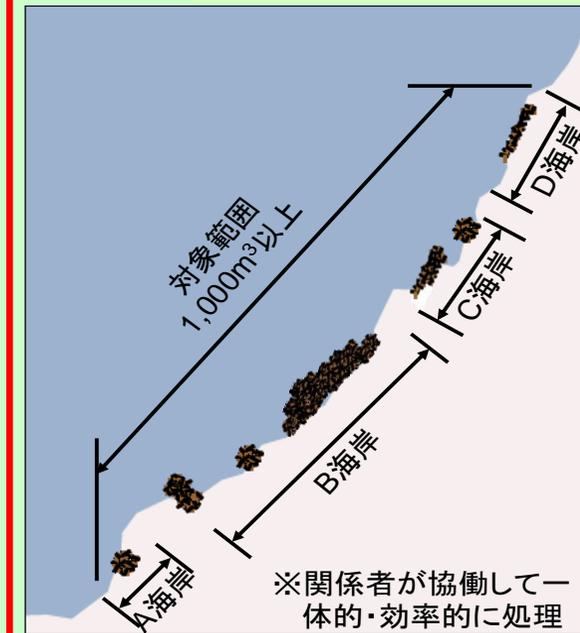
本事業の対象となる流木及びゴミ等の漂着範囲が複数の海岸であり、関係者が協働して一体的・効率的に処理する場合には、事業主体数にかかわらず漂着量の合計が1,000m<sup>3</sup>以上であれば、補助対象となる。

### ○事業実施主体：

海岸管理者(都道府県、市町村)

### ○補助率：1/2

## (複数の海岸に堆積した漂着ゴミの処理)



複数の海岸を対象範囲とし、漂着量の合計が1,000m<sup>3</sup>以上の漂着ゴミを対象



海岸漂着ゴミや流木等の状況と海岸の清掃状況

## 事業制度周知のための取組

- 海岸部局が連携して、地方ブロック別に事業の制度周知を目的とした事業主体に対する説明会を実施(平成20年度は全国10の地方ブロックで開催済)
- 今後も事業制度周知や活用のための取組を推進